

第25回期 第20回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年2月18日(火) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員9人)

会 長	10番	白川 清一
委 員	1番	兼子 泰彦
同	2番	高坂 和幸
同	3番	須藤 孝夫
同	4番	藤田 保幸
同	5番	富永 勉
同	6番	鈴木 啓
同	7番	須藤 一二
同	8番	小針 充則
推 進 委 員 (簗 輪 ・ 袖 山)		関根 盛夫
同 (中 根 松)		会田 信二
同 (大 草)		斎藤 良文
同 (小 貫 ・ 太 田 輪)		薄井 常義
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)		須藤 寿行
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)		鈴木 政吉
同 (山 白 石)		我妻 伸司
同 (山 白 石)		岡田 勇弥
同 (東 大 畑 ・ 畑 田)		小室 一男

4 欠席委員(委員1名、推進委員1名)

会長職務代理者 9番 酒井 秀忠
推 進 委 員 (浅 川 ・ 滝 輪) 緑川 孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第55号 令和7年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について

議案第56号 浅川町地域計画案に係る意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子
主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	只今から、第20回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。ここ3日は本当に暖かい日が続いておりましたが、明日あたりからは寒さが戻ってくるようですので、どうか皆様には体調管理に十分気を付けられただければなと思っております。また、2月12日に農業委員会の会長と事務局長の研修会が福島で開催されました。主な内容としては、農業を取り巻く行政と農業委員会が果たすべき役割と、地域計画の変更に必要とする行政手続きの対応についてでした。今年度3月31日までに地域計画を策定し、令和7年度からは、権利移動や転用等があった場合の対応が少し変わります、詳しい内容については後で事務局から説明があるかと思いますが、いつも通りに審議していただければいいのかと思います。また現在、国会などでもいろいろ論議がされておりますけれども、備蓄米の放出の話です。2月になって早くもスーパーあたりでは米がないような状態だったとテレビなどでマスコミが言っておりますけれども、今年はどうなっていくのかを見守りながら、何かあれば皆さんと共に議論していければと思っております。さて、本日の議案ですけれども、53号から56号までですので、皆さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。
会 長	本日の出席委員は10名中9名です。9番の酒井秀忠委員が欠席となっております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第20回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。緑川孝雄委員が欠席となっております。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、1番、兼子泰彦委員、2番、高坂和幸委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。

事務局長	それでは、議事日程第3、議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 【議案朗読】
会 長	議案第53号①について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告および意見を求めます。
須藤（寿）委員	里白石・福貴作・染地区担当推進委員の須藤寿行であります。 議案第53号農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。私と副担当の鈴木啓委員及び鈴木政吉委員、譲渡人、譲受人で、2月15日午前8時より現地にて調査してまいりました。＊氏は＊で畑を耕作しておりましたが、＊地区のほ場整備により畑を貸し出してしまい、耕作できなくなってしまうため、自宅の近くにある今回の土地を求めたとの経緯があり、今回の売買に繋がったものであります。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議のほどお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より説明いたします。 今回の申請につきましては、経営規模の拡大のための売買ということで申請がございました。今回の申請地は＊さんの自宅の近くであり、利用条件の良い農地となります。また、許可後は畑として利用していくそうです。なお、＊さんにつきましては、従事日数及び保有する農機具類について問題はありません。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当するか否かについていずれも該当するものがなく問題ないと思われれます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第53号①について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第53号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会 長	全員賛成ですので、議案第53号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第53号、農地法第3条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長 会 長	【議案朗読】 議案第５３号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の調査報告及び意見を求めます。
鈴木（政） 委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木です。 議案第５３号農地法第３条②についての調査結果及び意見を申し上げます。譲渡人、＊、＊＊＊＊さん、譲受人、＊、＊＊＊＊さん以下記載のとおりです。２月１５日、朝８時半より、地区担当の私と副担当の須藤寿行委員、鈴木啓委員、及び譲渡人、譲受人、立会いの下、現地にて調査してまいりました。申請の理由は経営規模の拡大のためとのことで、＊＊さんより農地を＊＊さんに購入してほしいということでありました。また、＊＊さんは申請地を耕作はしていませんでしたが、維持管理として草刈りを毎年行っておりました。＊＊さんは規模拡大のために探しており、自宅前に＊＊さんの土地があり、今回購入するということになりました。農地法第３条第２項の１号から６号まで何も問題なく許可相当であると見てまいりましたので審議をお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より説明いたします。 今回の申請につきましては、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がございました。今回の申請地は＊＊さんの自宅の近くであり利用条件の良い農地となります。また、許可後は畑として利用していくそうです。なお、＊＊さんにつきましては、従事日数及び保有する農機具類について問題ありません。以上のことから農地法第３条第２項の各号に該当するか否かについていずれも該当するものがなく問題ないと思われます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第５３号②について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第５３号②について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会 長	全員賛成ですので、議案第５３号、農地法第３条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第５４号、農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長 会 長	【議案朗読】 議案第54号①について、大草地区推進委員、斎藤良文委員の調査報告及び意見を求めます。
斎藤委員	大草地区担当の斎藤です。議案第54号農地法第5条の許可申請①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。設定人、***、****さん、被設定人、***、*****、以下記載のとおりであります。2月12日17時より、設定人、被設定人の代理人と共に、現地にて立会いの下、調査を行いました。申請の事由は*****が現在伐採しております現場から、搬入するための土場を確保するためのものです。一般基準の申請目的の確実性に関する項目、及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目につきまして該当するものがなく、今回の転用については、何ら問題ないものと見てきましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 設定人、****さん、被設定人、*****、****さんになります。被設定人は***に本社を置く、生コンクリート、碎石、アスファルト合材等の製造販売、木質ペレット・チップ・薪等の木質製品の製造販売、その他複数の事業を営む会社経営者であります。 まず、立地基準については、申請地は第1種農地、第2種農地及び、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。 一般基準の各項目についてですが、 転用目的は、木質バイオマス燃料の原材料である材木を伐採・搬出するための一時的な貯木地としての用地であり、適当であると思われます。 転用に必要な資力、信用については、必要な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は設定人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は許可日から4カ月間とされており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものではありません。 申請地と一体としてしようする土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみのため該当しません。 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり、該当しません。 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになってお

	りますが、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。 本申請は一時転用であり、一時転用の場合、転用期間終了後に確実に農地に戻されると認められない場合は許可しないことになっておりますが、木材搬出終了後にバックホー及びトラクター等を用いて農地に復元するという農地復元計画書が申請書に添付されており問題ないものと思われます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第５４号①について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第５４号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会 長	全員賛成ですので、議案第５４号、農地法第５条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第５５号、令和７年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について、上程いたします。 事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。
事務局長	農業委員会では、農地法第５２条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年２月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農家のみなさんへ資料を配布しておりました。本日は令和７年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。協議・検討の参考としまして、令和６年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付しております。比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する市町村の昨年度の数値となります。実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、７年度の参考資料の内容についてご検討いただき、決定していただきますようお願いいたします。
会 長	それでは、時間もかかりますので、暫時休議をして、これを検討していただき、後ほど採決したいと思います。 （休議 ２時００分） （再開 ２時５０分）
会 長	それでは再開いたします。 議案第５５号について、事務局より金額を報告します。

事務局長	事務局より金額の朗読をいたします。 令和7年度農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料としての金額を申し上げます。 まず、1農作業労働賃金について、(1)臨時雇作業を1日あたりとありますが、これを1時間当たりとします。一般作業1,000円、田植1,000円、稲刈1,000円、除草1,000円、オペレータ料金1,100円。備考欄を①をそのままに②を「は場条件及び労働力に差異があり、特に勘案する必要がある場合は、当事者間で調整してください」のみにします。(2)請負作業については10a当たりとなります。マニースプレッダー5,500円、肥料代別途を堆肥代込みにします、ブロードキャスターが1袋当たり300円、耕起作業でプラウ耕7,000円・ロータリー耕7,000円・スタブルカルチ6,500円で耕うん深度は15cmを基準、すき耕7,000円、代かき7,500円、育苗出芽500円、育苗硬化900円、備考欄の「10a当り25箱を標準とします」は削除します、機械田植7,000円、備考欄の「25箱植え標準」は削除します、バインダー稲刈6,500円、ハーベスター7,500円、コンバイン30,000円、乾燥・調整1,200円、粃すり650円で乾燥・調整及び粃すりが玄米60kgでくず米含む、機械あぜぬり1m当たり50円、あぜきり(トラクター)1m当たり30円。次に、2農地賃借料について、田の上田8,000円、中田6,000円。畑の飼料畑4,000円、普通畑は定めない。以上です。
会 長	議案第55号について、ただいま事務局より報告があった金額のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成ですので、議案第55号、令和7年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料について決定といたします。 次に、議案第56号、浅川町地域計画案に係る意見決定について、上程いたします。 事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。
事務局長	説明いたします。 今回の案件は、浅川町地域計画の策定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。 計画の策定においては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区などの関係者の意見を聴かなければならないとされております。 浅川町では13地区に分け、各地区で座談会等を開催し、話し合いの結果を地域計画案としてまとめていただきました。 こちらの計画につきましては、共通事項について簡単に説明させていただきます。目標の年度につきましては、市町村の基本構想目標年度である令和11年度

	となっております。１の（１）の表内上段の「区域内の農用地等面積」については、町内１３箇所の地域計画、全てを農新農用地としております。それから、④の「規模縮小」について、昨年度、農業委員会で行った、地域計画策定のためのアンケート調査からの数字となっております。それから、⑤「引き受ける意向のある農地面積」については、目標地図に位置付ける農業者の担う１０年度の経営面積と、現在の経営面積を比較した数字となっております。続きまして、２の（２）表内の中ほどの「現状の集積率」と「将来の目標とする集積率」について、目標とする集積率については、町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想から、全ての地区を７０％としており、現状の集積率については、その地区の担い手がどのくらいの耕作割合を占めているかを表したものです。既に７０％を超えている地区につきましては、プラス２％を目標として記載しております。それから、「４．地域内の農業を担う者の一覧」があります。人数の多い地区の場合は、最後のページに別紙で一覧を設けております。本日は委員の方々には、地区の目標地図に位置付ける方をご確認いただけますよう、名前を記載しておりますが、公告した後は、ホームページ上で公表の際には、名前ではなく目標地図にかかっている番号で表示されることとなります。その他の項目については、各地区で話し合っていた内容となっておりますのでご確認くださいと思います。以上です。
会長	事務局の議案朗読及び説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第５６号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第５６号、浅川町地域計画案について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （「異議なし」の声）
会 長	全員賛成ですので、議案第５６号、浅川町地域計画案に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	次回の農業委員会総会は３月１４日（金）午後１時３０分を予定しております。次に、１月分の活動記録簿を事務局まで提出をお願いします。本日本配布しました地域計画（案）についてですが、同様のものを各関係機関にも同時に照会をかけております。それらの意見を踏まえ、意見を取り入れたうえで縦覧期間２週間を設け、３月下旬に公告することになる予定です。また、本日本配りした地域計画なのですが、個人情報が入っておりますのでお帰りの際は机の上に置いて行ってください。正式に公告され決定した計画につきましては、４月以降にそれぞれの担当地区のものはお渡ししたいと考えております。最後になりますが、地域計画策

	定後の取扱いについてですが、農地法第3条の売買等の申請、第5条の農地転用の申請があった場合、地域計画の変更や除外をしなければいけないため、地域での話し合いの場を設けることになります。また、変更等がなくても年1回は話し合いの場を設けることとなっております。変更や除外の場合、個人情報の取扱いについてなど、今後の対応については農政課とも協議してから皆さんにお伝えしたいと考えております。以上です。
会 長	それでは、以上を持ちまして第20回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)